第

2925

号



1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2005年)平成17年12月13日 火曜日

発行所

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678 株式会社 **FPシミコレーション** 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

## △ 労災保険未加入事業者にペナルティ

**Q**: 労災保険に加入していない会社があるように聞いています。労災保険は加入しなくてもいいのですか?

A: 労災保険は、労働者を雇っている事業者に加入が義務付けられています。

## 【解説】

労働者を雇っている事業者は、労災保険に加入しなければならないのですが、未加入の事業者が少なくないため、厚生労働省では、未加入の事業者に対してペナルティを強化する方針を打ち出しました。

未加入期間中に労災事故が発生した場合には、未納部分の保険料を遡って徴収(2年分と10%の追徴金)するとともに、労災保険から労働者等が給付を受けた金額の全額(行政機関から加入の指導を受けたにも関わらず手続きを怠っていた場合)、又は40%相当額(行政機関の指導は受けていないものの1年以上手続きを怠っていた場合)を事業者から徴収するというものがその内容ですが、これらのペナルティを会社が負担した場合には、税務上次のように取り扱われます。

- ① 未納部分の保険料の取扱い 支出時の損金として処理ができます。
- ② 10%の追徴金の取扱い 支出時の損金として処理ができます。
- ③ 労災保険給付額の全額又は40%相当額の取扱い

ペナルティであることから損金不算入に なるのではと思われがちですが、支出時の 損金として処理できるようです。







